

## 入札説明書

横浜刑務所職員宿舎（3）等新営（建築）工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日

令和5年12月14日

### 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 隄 良 行

### 3 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省大臣官房施設課経理係  
電話 03-3592-7027  
電子メールアドレス：skeiri@i.moj.go.jp

### 4 工事概要

#### (1) 工事名

横浜刑務所職員宿舎（3）等新営（建築）工事

#### (2) 工事場所

神奈川県横浜市港南区港南534番1

#### (3) 工事内容

別冊の図面及び仕様書等による

#### (4) 工期

令和7年8月29日まで

#### (5) 使用する主要な資機材

コンクリート約2,790m<sup>3</sup>、鉄筋約360t、ガラス約350m<sup>2</sup>

(6) 本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外（賃上げを実施する企業に対する総合評価における加点を含む。）の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容の実現可能性について審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

(7) 本工事は、企業の技術力（技術提案を除く。）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方

式の対象工事である。

(11) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

(12) 本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限って、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

(13) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、本入札説明書等の内容を十分に確認すること。

## 5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和5・6年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(3) 法務省の令和5・6年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上（A）であること。

(4) 平成20年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡し完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として建物1棟で判断する（異なる建物名称であっても、一体の構造又は建築基準法上1棟の場合には、1棟の建物として判断する。ただし、既存建物と一体となった増築については、既存建物1棟に対する増築部分で判断する。また、建物1棟を複数工区に分割して発注されている場合は、このうち1工区以上の施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物の延べ面積の算出については、下記ア(ア)、イ(イ) a及びイ(イ) aに掲げる建物用途（以下「当該用途」という。）に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積がその過半を占めている場合には建物全体の延べ面積を施工実績として認める。

他方、過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当

該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

複合的な用途を持つ建物の階数については、用途に関係なく、建物全体の階数を施工実績として認める。

#### ア 同種工事

「同種工事」とは、次の(ア)から(キ)の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第2条第1項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）（注）の工事をいう。

##### (ア) 建物用途 共同住宅等

「共同住宅等」とは、共同住宅、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）をいう。

##### (イ) 構造 S造、RC造又はSRC造

S造については、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

RC造及びSRC造には、PC造及びPCa造を含む。

##### (ウ) 階数 地上3階建以上

##### (エ) 建物規模 延べ面積1,000㎡以上

##### (オ) 建築種別 新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

##### (カ) 工事種目 建築一式工事

##### (キ) 施工期間 地業工事の着手から完成まで施工していること。

注 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。

なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった工事を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。

#### イ 類似工事

「類似工事」とは、次の(ア)又は(イ)の工事をいう。

##### (ア) 次のaからgの基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等を除く者の工事

###### a 建物用途 共同住宅等

###### b 構造 上記ア(イ)に同じ

###### c 階数 上記ア(ウ)に同じ

- d 建物規模 上記ア(エ)に同じ
- e 建築種別 上記ア(オ)に同じ
- f 工事種目 上記ア(カ)に同じ
- g 施工期間 上記ア(キ)に同じ

(イ) 次の a から g の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の工事

a 建物用途 庁舎若しくは事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

「庁舎」とは国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。

「法務省収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所をいう。なお、職員宿舎は含まない。

「入国者収容所」とは、大村入国管理センター、東日本入国管理センター及び西日本入国管理センターをいう。

「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体、特殊法人等又はこれらの者を除く者の施設であり、以下に定める(a)及び(b)の用途に供する施設をいう。

(a) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

(b) 学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

- b 構造 上記ア(イ)に同じ
- c 階数 上記ア(ウ)に同じ
- d 建物規模 上記ア(エ)に同じ
- e 建築種別 上記ア(オ)に同じ
- f 工事種目 上記ア(カ)に同じ
- g 施工期間 上記ア(キ)に同じ

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記4に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でな

いこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねているとき。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加しているとき。その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。

## 6 設計業務等の受注業者等

上記5(7)の「上記4に示した工事に係る設計業務等の受注業者」とは、(株)益田設計事務所（協力事務所は創構企画、E F設計、児玉設計(株)及び(有)日高見一位積算事務所）である。

また、「当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本関係 上記5(8)アの関係にあるとき。
- (2) 人的関係 上記5(8)イの関係にあるとき。
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員の関係にあるとき。その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

## 7 日程・提出期限等

- (1) 申請書及び資料の提出期限 令和6年1月9日午後3時（必着）
- (2) 競争参加資格確認及び選抜結果通知 令和6年1月22日
- (3) 競争参加資格がないと認められた者及び非選抜者による理由の説明請求期間  
上記(2)の通知の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）
- (4) 上記(3)の説明請求に対する回答  
説明請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
- (5) 詳細図面等に対する質問期間  
令和6年1月22日から令和6年2月8日午後3時まで（休日を除く。）
- (6) 上記(5)の質問に対する回答 令和6年2月27日
- (7) 技術提案及び従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出期限  
令和6年2月9日午後3時（必着）
- (8) 技術提案採否通知 令和6年2月27日
- (9) 技術提案不採用等理由の説明請求期間  
上記(8)の通知の翌日から起算して4日以内（休日を除く。）
- (10) 上記(9)の説明請求に対する回答  
説明請求期間の最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）
- (11) 入札書及び工事費内訳書の提出期限 令和6年3月8日午前10時（必着）
- (12) 開札 令和6年3月11日午後2時

## 8 段階的選抜方式に関する事項

(1) 上記5に掲げる競争参加資格を満たす者について、申請書及び資料に記載された企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について以下の評価項目及び評価方法により評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。

ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

また、競争参加資格を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格を満たす者全てについて選抜する。

なお、選抜された者の辞退等により、選抜された者の数が10者に満たなくなった場合において、選抜されなかった者を新たに選抜はしない。

(2) 企業の技術力について

下表により評価を行う。なお、最高は9点とする。

評価項目	評価	配点
平成20年度以降における同種・類似工事の施工実績	高い同種性・類似性が認められる（階数地上4階建以上、延べ面積1,400㎡以上の実績）。	4.0
	上記の実績が認められない。	0.0
平成30年度以降の法務省発注工事における工事成績評定点の平均点（注1）	80点以上	4.0
	75点以上80点未満	2.0
	70点以上75点未満	1.0
	70点未満又は該当期間の工事成績がない。	0.0
ワーク・ライフ・バランス企業（注2）	申請期限日において該当する。	1.0
	該当しない。	0.0

注1 対象期間は平成30年10月1日から令和5年9月30日までの間とする。

注2 次のいずれか認定又は確認を受けている事業主とする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第6条に基づく内閣府男女共同参画局長による確認。

(3) 配置予定技術者の能力について

下表により評価を行う。なお、最高は9点とする。

評価項目	評価	配点
平成20年度以降における主任(監理)技術者としての同種・類似工事の経験	高い同種性・類似性が認められる(階数地上4階建以上、延べ面積1,400㎡以上の経験)。	4.0
	上記の経験が認められない。	0.0
平成30年度以降の法務省発注工事における主任(監理)技術者としての工事成績評定点の平均点(注1)	80点以上	4.0
	75点以上80点未満	2.0
	70点以上75点未満	1.0
	70点未満又は該当期間の工事成績がない。	0.0
資格	当該工事に有効な資格を有する。(注2)	1.0
	当該工事に有効な資格を有していない。	0.0

注1 対象期間は平成30年10月1日から令和5年9月30日までの間とする。

注2 当該工事に有効な資格とは、一級建築士とする。

(4) 選抜された者は、技術提案を提出し、入札に参加することができる。

なお、選抜の際の評価点合計は、技術提案等による総合評価において加点しない。

## 9 競争参加資格の確認等

(1) 本件競争入札の参加希望者は、以下により書類を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けること。

なお、上記7(1)の提出期限までに書類を提出しない者(書類に不備がある者を含む。)及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができないので、留意すること。

おって、本工事の業種区分の競争参加資格(上記5(2))の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(4)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に同5(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。上記5(2)の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ([https://www.moj.go.jp/chotatsu\\_kensetsu\\_shikakushinsa.html](https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html))に掲示している。

### ア 提出書類

(ア) 申請書(第1号様式)

(イ) 資料

- ・企業の技術力(第2号様式)
- ・配置予定技術者の能力(第3号様式)
- ・第2号様式及び第3号様式の記載内容を確認できる資料

### イ 提出方法

(ア) 上記7(1)の提出期限までに、上記アの提出書類(申請書及び資料)を電子調達システムにおいて提出すること。

ただし、提出ファイルの容量が10MBを超える場合は、上記ア(ア)の申請書のみを電子調達システムにおいて提出し、上記ア(イ)の資料の全部を上記3の場所に



持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれも上記7(1)の提出期限までに、提出場所に到達することを要するものとする。

(イ) 電子調達システムで提出する場合には、法務省ホームページからダウンロードした様式をもとに作成するものとし、ファイルの形式は以下のとおりとする。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDFファイル

なお、提出書類は、原則として1つのファイルにまとめ、添付資料欄に添付して提出(送信)すること。

提出するファイルは、圧縮することにより1つにまとめたものでも差し支えないが、各ファイル名には提出資料の各様式及び名称等を記載し、判別できるようにすること。圧縮ファイルの形式は、ZIP形式又はLZH形式のみを認める。

(ウ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書及び資料のほか、紙入札方式による参加申請書(第5号様式)を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は郵送すること。

(エ) 持参又は郵送による提出に当たっては、クリップ止めとし、製本、ステープラー止め等は行わないこと。

(2) 上記5(4)の同種又は類似工事の施工実績及び同5(5)の配置予定技術者の同種又は類似工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者については、我が国における同種又は類似工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

#### ア 企業の技術力(第2号様式)

上記5(4)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を記載すること。

平成20年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事を記載する場合は、当該成績評定点が65点以上のものに限り記載すること。

工事成績欄は、法務省発注工事において、平成30年10月1日から令和5年9月30日までの間に、元請として完成引渡し完了した工事を全て記載すること。

WLB企業欄は、WLB企業の該当の有無を記載すること。

なお、申請できる件数は1件とし、複数の認定を受けている場合でも重複しての加点は行わない。

#### イ 配置予定技術者の能力(第3号様式)

(ア) 上記5(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種又は類似工事の経験を記載すること。

平成20年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事を記載する場合は、当該成績評定点が65点以上のものに限り記載すること。

工事成績欄は、法務省発注工事において、平成30年10月1日から令和5年9月30日までの間に、元請として完成引渡し完了した工事のうち、主任(監理)技

術者として携わった工事経験を全て記載すること。

資格欄は、当該工事に有効な資格（一級建築士）の有無を記載すること。

なお、配置予定技術者が特定できない場合は、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種又は類似工事の経験を記載することができる。ただし、複数の候補者のうち、上記5(5)に掲げる基準を満たさない候補者がいた場合には、同基準を満たす候補者を本工事に専任で配置することを条件として競争参加資格を認める。

- (イ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
- (ウ) 他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (エ) 資料に記載した配置予定技術者は、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、変更することができない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格と同種又は類似工事の経験等の総合評価について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。

ウ 施工実績等資料（第2号様式の記載内容を確認できる資料）

施工実績として記載した工事、法務省発注工事における工事成績及びWLB企業の該当の有無について、次の資料を添付すること。

- (ア) 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されている場合は、同センターが発行する登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書」及び「竣工時工事カルテ」）の写し。CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し。
- (イ) 工事の概要が把握できる特記仕様書、配置図及び平面図等の写し。ただし、法務省発注工事の施工実績を提出する場合は、これらの添付は不要である。
- (ウ) 工事成績欄に記載した工事に関する工事成績評定通知書の写し。
- (エ) WLB企業に該当する場合は、認定書等の写し。

エ 資格等資料（第3号様式の記載内容を確認できる資料）

配置予定技術者として記載した者の有する資格、工事経験として記載した工事、法務省発注工事における工事成績及び当該工事に有効な資格について、次の資料を添付すること。

- (ア) 資格を証する書面の写し（申請書の提出期限日現在において有効なものに限る。上記5(5)ウの資格を証する書面の写しについては、監理技術者資格者証において確認できない場合に限り健康保険被保険者証の写し（被保険者番号にはマスキング処理をすること。）、社員証の写し、在職証明書等。）。
- (イ) 配置予定技術者の工事経験として掲げる工事に関する次の資料。なお、同工事経験が、上記アの同種又は類似工事の施工実績として記載した工事と同一の場合

は、添付を省略して差し支えない。

a CORINSの登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書」及び「竣工時工事カルテ」）の写し。CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し及び配置予定技術者が地業工事の着手から完成まで経験したことを証明できる資料（現場代理人等通知書の写しまたは発注者による工事従事証明の写し。これによれないときは自社の代表者による工事従事証明の原本。）。

b 工事の概要が把握できる特記仕様書、配置図及び平面図等の写し。

ただし、法務省発注工事の工事経験を提出する場合は、これらの添付は不要である。

(ウ) 工事成績欄に記載した工事に関する工事成績評定通知書の写し及び記載した工事で従事した役職を証明できる資料として、CORINSの登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書」及び「竣工時工事カルテ」）の写し。

(エ) 当該工事に有効な資格を有する場合は、同資格を証する書面の写し。

#### オ 留意点

上記ウ及びエの各資料には、以下の点が確認できる箇所にマーカー等で着色すること。

(ア) 同種又は類似工事であることが確認できる箇所（発注者、工事名称、建物名称、用途、構造、階数、1棟当たりの延べ面積、工事種目、地業工事の着手から完成まで施工していること等）。

1棟の建物に複数の用途がある場合は、用途別の延べ面積が確認できる箇所。

建物の構造がS造の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であることを確認できる箇所。

(イ) 配置予定技術者の資料については、地業工事の着手から完成までの経験を有する者であることが確認できる箇所（工期、従事期間、従事期間の工事内容及び従事役職等）。

(ロ) 配置予定の技術者として複数の候補技術者を提出した場合には、候補者のうち評価が最も低い者で評価するので、留意すること。

(4) 競争参加資格の確認及び選抜は、申請書及び資料の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和6年1月22日までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認及び選抜以外に使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期間を経過した後の申請書又は資料の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。

オ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

カ 申請書及び資料に関する問合せ先は上記3に同じ。

## 10 競争参加資格がないと認められた者及び非選抜者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者及び非選抜者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由又は非選抜の理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記3に同じ。

- イ 提出方法 上記7(3)の提出期間内に、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

- (2) 説明請求に対する回答は、上記7(4)の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。

## 11 入札時積算数量書活用方式に関する事項

- (1) 入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものである。

本件入札時積算数量書活用方式については、平成30年4月30日付け国営積第3号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長「営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアルについて」に準じて実施するものとする。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

- (3) 受注者からの請求による上記(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- (4) 上記(1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- (5) 上記(1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

## 12 入札参加者に対する詳細図面及び仕様書等並びに入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細の貸与

- (1) 競争参加資格確認及び選抜結果通知の際、送付する。

- (2) 入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細は、工事請負契約書第1条にいう設計図書には該当しない。また、入札時積算数量書別紙明細は、参考資料であり、同書第18条の2にいう入札時積算数量書には該当しない。

- (3) 貸与した詳細図面及び仕様書等並びに入札時積算数量書及び入札時積算数量書別

紙明細（以下「詳細図面等」という。）は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

### 13 週休2日促進工事（受注者希望方式）に関する事項

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

なお、週休2日に取り組む旨の意向を表明しない受注者は、下記(3)に規定する義務を負わない。

- (2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

ア 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

イ 「対象期間」とは、工事着手日から施工完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ 「現場休息」とは、分離発注の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通じて現場作業がない状態をいう。

オ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日等についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

- (3) 受注者は、工事着手前に、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の全ての受注者間で現場閉所等の予定日を調整した上で、週休2日の取得計画が確認できる現場閉所等予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、監督職員の確認を得た後、工事着手前に、発注者に対して、週休2日工事取組意向表明書により、週休2日に取り組む旨の意向を表明する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、全ての受注者間で調整した実施工程表を提出するものとする。監督職員が現場閉所等の状況を確認するために実施工程表に現場閉所日等を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- (4) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所日等が記載された実施工程表、取得報告書等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。

- (5) 発注者は、以下のアからウまでの現場閉所等の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）  
補正係数1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）  
補正係数1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25%未満）  
補正係数1.01

- (6) 現場閉所等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

#### 14 詳細図面等に対する質問

- (1) 上記7(5)の提出期間内に、質問書様式（Microsoft Excel）により作成し、電子メールにより提出すること。電子メールによる提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送すること。

なお、質問書は、「詳細図面及び仕様書等に対するもの」、「入札時積算数量書に対するもの」及び「入札時積算数量書別紙明細に対するもの」をそれぞれ別葉で作成すること。

電子メール宛先：skeiri@i.moj.go.jp

メール件名：横浜刑務所職員宿舍（3）等新営（建築）工事に関する質問書の提出について（会社名）

添付ファイル名：横浜刑務所職員宿舍（3）等新営（建築）工事質問書（〇〇に対するもの）（会社名）

- (2) 質問に対する回答は、上記7(6)の回答期限までに、入札参加者に対し電子メールにより行う。

#### 15 総合評価に関する事項

- (1) 落札方式

ア 入札参加者は、「価格」、「技術提案」、「従業員への賃金引上げ計画の表明」及び「施工体制」をもって入札を行い、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記21に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (2) 総合評価の方法

総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（最高64点）、「施工体制評価点」（最高30点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

加算点は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、「技術提案」及び「従

業員への賃金引上げ計画の表明」の提案項目ごとに評価を行い算出し、その合計を付与することとし、評価の基準、加算点の算出方法及び配点は次のア及びイに記載のとおりとする。

(加算点 = (技術提案の各提案項目の評価点の合計 × 施工体制評価点 / 30) + 賃上げ評価点)

また、施工体制評価点は「施工体制」の評価項目により算出することとし、評価の基準、施工体制評価点の算出方法及び配点は次のウに記載のとおりとする。

アからウの評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに「技術提案」、「従業員への賃金引上げ計画の表明」及び「施工体制」の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し付与する。なお、「技術提案」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明」のいずれも行わない者は、「施工体制」の内容に応じて施工体制評価点を算出し付与する。

#### ア 技術提案（加算点）

技術提案に基づく加算点の算出方法は、次の各提案項目について評価を行い、その合計にウの「施工体制」の審査結果により得られる施工体制評価点を30で除した数値を乗じて算出される数値とする。

(計算式：技術提案に基づく加算点 = 各提案項目の評価点の合計 × 施工体制評価点 / 30)

#### (7) 提案項目

##### ① 床コンクリートの仕上の精度に関する提案

本提案項目における個別提案の数は最大5とし、各個別提案には床コンクリートの仕上の精度に関する提案が必ず含まれていること。これが含まれていない個別提案は、加算評価しない。ただし、全ての個別提案（施工不可又は不採用と判断された個別提案を除く。）について履行義務を負うものとする。

##### ② 資機材搬出入についての配慮事項に関する提案

本提案項目における個別提案の数は最大5とし、各個別提案には資機材搬出入についての配慮事項に関する提案が必ず含まれていること。これが含まれていない個別提案は、加算評価しない。ただし、全ての個別提案（施工不可又は不採用と判断された個別提案を除く。）について履行義務を負うものとする。

#### (イ) 配点及び評価基準

各提案項目の配点は30点とし、評価基準は次のとおりとする。

V (30点)：内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案

IV (23点)：V・Ⅲの中間の提案

Ⅲ (15点)：内容が具体的で効果が期待できる優れた提案

Ⅱ (8点)：Ⅲ・Ⅰの中間の提案

Ⅰ (3点)：標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案

不採用：全ての提案が、標準案と同程度であり効果が期待できないもの又は実施を認めないもの

ただし、技術提案書作成要領（別添、以下「要領」という。）の8及び9のほか、

提出された資料だけでは詳細が不明で効果が確認できない提案は不採用とし、評価の対象としない。

(ウ) 技術提案資料ヒアリング

原則として行わない。必要が生じた場合は、その日時及び場所等の必要事項を別途通知する。

(エ) 技術提案の提出方法

技術提案書（第4号様式）は要領に従って作成し、上記7(7)の提出期限までに、技術提案書及び補助説明資料の一式を上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

電子メールにより提出する場合は、PDFファイルとし、パスワードを設定すること。また、技術提案書は、Microsoft Excelで作成し、最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックした上でパスワードを設定したものを併せて提出すること。設定したパスワードは、上記3の宛先に、別途、電子メールにより通知すること。

持参又は郵送により提出する場合は、クリップ止めとし、製本、ステーブラー止め等を行わないこと。また、技術提案書の電子データ（Microsoft Excelで作成し、最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックしたもの）にパスワードを設定し、上記3の宛先に電子メールにより提出すること。設定したパスワードは、上記3の宛先に、別途、電子メールにより通知すること。なお、補助説明資料の電子データは提出する必要はない。

(オ) 技術提案採否通知

技術提案の採否結果は、令和6年2月27日までに書面により通知する。

技術提案の提出者は、技術提案採否通知について、支出負担行為担当官に対して、次に従い説明を求めることができる。

a 提出場所 上記3に同じ。

b 提出方法 上記7(9)の提出期間内に、書面（書式自由）で行うものとし、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

説明請求に対する回答は、上記7(10)の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。

(カ) その他

a 標準案とは、設計図書に基づき施工するものである。

b 受注者の責により、採用された技術提案の内容に基づく履行が行われていないと判断された場合には、工事成績評定点から提案項目ごとに5点を減点し、最大10点の減点とする。また、契約違反の措置をとる場合がある。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

c 技術提案の内容については、その後の工事において一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。



- d 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
  - e 技術提案により工事費が増額となる場合であっても、設計変更の対象としない。
  - f 技術提案の履行状況が、特に悪質と認められる場合は下記30(3)の扱いとする。
- イ 従業員への賃金引上げ計画の表明（加算点）

(ア) 賃上げの実施に関する評価

賃上げ評価点を算出するための評価項目、評価基準及び評価点は、次のとおりである。

評価項目	評価基準	評価	配点
賃上げの実施を表明した企業等	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【大企業】※	4.0	〇〇／4.0
	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】※	4.0	
	賃上げの実施を表明しない。	0.0	

※ 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、第6-1号様式又は第6-2号様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（第7号様式）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（第6-1号様式に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。なお、法人事業

概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（第8号様式）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（注1及び注2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

なお、経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

賃上げの実施に関する評価に係る資料の提出場所は上記3に同じ。

注1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は第7号様式の「合計額」と、暦年単位の場合は第8号様式の「支払金額」とする。

注2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

また、賃金引上げ計画の表明を行ったものの、未達成となる状況が続く場合は、申請書又は資料に虚偽の記載をした者とみなす場合がある。

(イ) 従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出方法

従業員への賃金引上げ計画の表明書（第6号様式）の記載に当たっては、上記15(2)イ(ア)及び第6号様式の留意事項を確認した上で作成し、上記7(7)の提出期限までに、技術提案書及び補助説明資料の一式とともに、上記3の宛先に電子

メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は、該当がある場合に提出すること。ただし、本入札案件以外で既に他の入札案件（他省庁等を含む。）に提出している場合は、その写しの提出で差し支えない。ただし、提出がない場合は、加点対象としない。

ウ 施工体制（施工体制評価点）

施工体制について、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」の項目ごとに評価し、その合計を施工体制評価点とする。配点は各項目15点、合計30点とする。

なお、審査の結果、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、入札説明書に記載された要件をより確実に実現できると認められなかった場合、アの「技術提案」の評価を施工体制評価点に応じて減ずる。

(ア) 評価項目及び評価点の基準

a 評価項目

(a) 品質確保の実効性

①建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか、②安全確保の体制が構築されると認められるか、③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるかを審査し、評価する。

(b) 施工体制確保の確実性

①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか、②当該工事を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか、③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるかを審査し、評価する。

b 評価点の基準

評価項目	評価基準	評価点	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	〇〇/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	〇〇/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	

(イ) 施工体制のヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

a 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
 法務省大臣官房施設課技術企画室技術企画係  
 電話 03-3580-3409

b ヒアリングの方法等

ヒアリングは、開札後、令和6年3月15日までの間に実施するが、入札参加者別のヒアリングの日時及び方法については、追って通知する。

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（主任（監理）技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせ、最大で3名とする。

なお、天災・事故等やむを得ない事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、aへその旨申し出ること。

c 追加資料の提出

施工体制のヒアリングは、原則として入札書、工事費内訳書及び技術提案書に基づき行うため資料の提出は求めないが、申込みにおける価格が調査基準価格に満たない者に対しては、次のとおりヒアリングのための追加資料の提出を求める。

なお、申込みにおける価格が調査基準価格以上の入札者についても、必要に応じ当該資料の提出を求めることがある。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記18(1)の開札の後、令和6年3月11

日午後5時までに入札参加者宛て連絡する。

(a) 提出資料

別紙のとおり

(b) 追加資料の提出方法等

令和6年3月13日午後5時までに上記3へ持参等（郵送又は電送も可。）により提出すること。

なお、当該資料については、提出後の修正及び再提出は一切認めない（提出期限前においても認めない。）。

d 入札の無効、辞退等に関する事項

追加資料について、事情により提出することができない又は提出の意思がない場合は、速やかにその旨を記した書面（適宜様式）を提出し、入札を辞退すること。

なお、入札を辞退せず、追加資料を期限までに提出しない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する諸条件に違反した入札として無効とする。また、追加資料の一部が全く提出されない等、明らかな不備が認められる場合においても、入札を無効とすることがある。

おって、入札者は、入札執行中はいつでも入札を辞退することができるが、bのヒアリング期間終了日の翌日以後の辞退については、入札後の辞退とみなし、指名停止等の措置対象とするので、留意すること。

## 16 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和6年3月8日午前10時（必着）

(2) 提出方法

電子調達システムによる。ただし、紙入札方式の場合は上記3の場所に持参又は郵送すること。なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の数字3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記17の工事費内訳書を次のとおり同時に提出すること。

ア 封筒は、二重封筒とする。

イ 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

## 17 工事費内訳書の提出

(1) 提出方法等

第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、上記7(11)の提

出期限までに、上記3の場所に持参又は郵送すること。

工事費内訳書は、封筒に入れ、封緘すること。また、封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記16(2)を参照のこと。

なお、電子調達システムには添付しないこと。

(2) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編（設備工事編）・令和5年版（国土交通省ホームページ等参照））に準じた様式により作成すること。

ただし、これにより難しい場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ 入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳（内訳明細）に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を記載すること。

エ 種目別内訳の直接工事費、科目別内訳及び中科目別内訳は、棟別（入札公告1(5)ア、イ、ウ、エ及びカ）に区分して記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官(補助者等を含む。)が、説明を求めることがある。

(4) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第7条第1項第5号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合

(ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合

(イ) 内訳書の一部が提出されない場合

(ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合

(エ) 他の工事の内訳書が提出された場合

(オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合

(カ) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合

(キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

(ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

(ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合

(イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合

(ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合

(エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般

管理費等」に区分して記載していない場合

ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合

エ 記載事項に誤りがある場合

(ア) 発注者名に誤りがある場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 提出者名に誤りがある場合

(エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札価格に対応していない(端数調整等を除く。)場合

(オ) 種目別内訳において、「値引き」、「調整額」、「割引」等が計上されている場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

(5) 工事費内訳書は、上記11(3)の確認において用いる場合を除き、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 18 開札

開札は、下記(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(1) 日時 令和6年3月11日午後2時

(2) 場所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省16階共用会議室3(旧入札室)又は電子調達システム

(3) 方法

執行回数は2回までとする。

ただし、この限度内において落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約に移行する場合がある。

なお、随意契約に移行した場合の協議は、2回目の入札の際に提示した入札価格が予定価格に最も近い者(以下「最低入札価格提示者」という。)との間で行うが、最低入札価格提示者との間で随意契約が成立しなかった場合には最低入札価格提示者の次に予定価格に近い価格の入札をした者から順に随意契約の協議を行う。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

## 19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の100分の30以上とする。

20 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

21 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

調査基準価格（予決令第85条に基づく基準価格）とは、予定価格算出の基礎となった次（①～④）に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、「直接工事費の額」とは、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」とは、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

- (2) 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%



ただし、「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用の額のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額として、特別重点調査の実施の要否を判定する。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

- (3) 特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記(2)の基準に該当する複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、法務省ホームページ：[https://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu\\_low\\_tender\\_index.html](https://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu_low_tender_index.html)「法務省における低入札対策について」－「予算決算及び会計令第86条の調査について」に掲載しているので、入札参加に際して必ず確認すること。

## 22 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び同種又は類似工事の経験等の総合評価について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。

## 23 手続における交渉を行う意図の有無

無

## 24 契約書の作成

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 25 支払条件等

別紙支払条件等のとおり。

## 26 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

## 27 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

## 28 苦情申立て

本手続に基づく競争参加資格の確認その他の手続について、政府調達苦情検討委員会（政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府苦情処理推進会議決定）に基づき設置されたものをいう。）（連絡先：政府調達苦情検討委員会事務局 電話03-5253-2111）に対して苦情を申し立てることができる。

## 29 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

### 30 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手續を行う場合、同システムによる手續と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手續を優先する。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手續に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 落札者は、上記9(1)の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (7) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - ア 法務省大臣官房施設課長が発注する建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
  - ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (9) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が65点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から1か月間、法務省が入札公告等の手續を開始する工事の入札に参加することができない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事の入札については適用しない。
- (10) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手續を行うこととし、落札後の契約事務等（支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。
- (11) 申請書の提出期間（上記7(1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（第5号様式）を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送すること。

(12) 電子調達システムに関する問合せ先等

ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイルを政府電子調達（G E P S）ポータルサイト上において公開しているので参考にすること。

(ア) 電子調達システムの利用開始方法

(イ) 電子調達システム操作マニュアル

(ウ) F A Q ・ お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683（受付時間は9:00から17:30まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

fax 017-731-3352

政府電子調達（G E P S） <https://www.geps.go.jp/>

ウ I Cカード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「電子調達システムの利用開始方法」参照。

エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照。）。

## 【別紙】

## 使用する様式一覧

様式番号	名称	【凡例】	
		施工体制 確認型	低入札 価格調査
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式2-1 (営繕)	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式2-2 (営繕)	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書		◎
様式4	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	◎
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○	◎
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○	◎
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)		◎
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式15	誓約書		◎
様式16	施工体制台帳	○	◎
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

※ 各様式については、法務省ホームページ「法務省における低入札対策－特別重点調査に係る提出書類の作成要領」に基づき作成願います。

(<http://www.moj.go.jp/content/000005484.pdf>)

## 【別紙 支払条件等】

### 1 各年度における支払限度額及び出来高予定額

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合	出来高予定額の割合
令和5年度	約20%	約0%
令和6年度	約0%	約50%
令和7年度	約80%	約50%

※ 令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、下表のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表は、追加で執行可能となった予算額により令和6年度の出来高予定額の9割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合
令和5年度	約20%
令和6年度	約25%
令和7年度	約55%

### 2 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
令和5年度	あり（令和5年度及び令和6年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
令和6年度	なし	なし	なし※2
令和7年度	あり（令和7年度の出来高予定額の40%以内）※1	なし	なし

※1 予決令第86条の規定による低入札価格調査を受けた者との契約については契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第4項、第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更する。

※2 令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、3の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における部分払を請求できる回数を変更するものとする。

3 支払条件（令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
令和5年度	あり（令和5年度及び令和6年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
令和6年度	なし	なし	あり（1回）※2
令和7年度	あり（令和7年度の出来高予定額の40%以内）※1	なし	なし

※1 予決令第86条の規定による低入札価格調査を受けた者との契約については契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第4項、第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更する。

※2 支払請求額は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。